

時事新報

明治十八年三月十四日
(西曆一千八百八十五年)
第九百十六號
日曜日休刊

公報

○太政官通第三號
明治九年(九月)内務省甲第三十六號布達羊毛上規則
廢止ス
右布達廢止

明治十八年三月十三日

天政大臣公府三條實美

○文部省通第五號
文部省明治十四年(七月)第二十六號通達學校教員品行檢
定規則第一條第五款ノ次ニ左ノ一款ヲ追加候條此旨相
達候事

明治十八年三月十三日 文部卿伯耆 大木喬任
第六款 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル
者
○文部省通第六號
文部省明治十四年(七月)第二十六號通達學校教員品行檢
定規則第一條第五款ノ次ニ左ノ一款ヲ追加候條此旨相
達候事
明治十八年三月十三日 文部卿伯耆 大木喬任

賞

○明治十七年十一月十三日
歩兵中佐佐佐木六郎五等
勳章四等賜日小授章
寺内 監製

時事新報

三年三十三里

日本鐵道會社ハ明治十四年十一月ニ我日本政府ト特
許條約ヲ結ビ向テ七箇年ヲ期シテ東京ヨリ青森ニ至ル
ニ百里ノ鐵道ヲ布設スベシト政府ヨリ特別ノ保護
ヲ與ヘ鐵道ノ線路停車場倉庫等ニ當リ地所ハ官有地ナ
レハ無償ニテ官有地ナレバ公用七地買上ケル規則
ニ據リテ先テ政府ニ買上ケテコレヲ會社ニ轉下シメ
又鐵道用ニ供スル家屋或ハ鐵道布設ノ爲メニ取除ク
家屋ハ官有ナレバ無償ニテ買渡スカ相當ノ代價ニテ轉
下スルカ官有ナレバ先テ政府ニ買上ケテ爾上更ニ會
社ニ轉下クベシ又鐵道ニ屬スル一切ノ土地ハ國稅ヲ免
除スベシ又會社ノ雜金事業ノ上ハ鐵道ニ關スル其金高
ニ對シ一箇年八分ノ利率ヲ政府ヨリ下附シ運輸ノ業ヲ
始メニ後ト雖モ収入ノ純益一箇年八分ニ達セザレバ
東京ヨリ青森ニ至ルニ至テ十年間仙臺ヨリ青森マデ
ノ間ハ十五年間政府ヨリ其不足之次クノ利益金額ヲ補
給スベシト約定スル由リ日本鐵道會社ハ此重要權利
ノ專斷ニ着手シ爾來全三箇年年即チ約定期日ノ夫レ近
キ今日ニ至リ則チ此鐵道會社ノ仕業ケル功績ヲ見
ルニ東京ノ上野ヨリ青森ニ至ルニ二十七里餘リ一
路ト東京ノ品川ヨリ赤羽ニ至ルニ五里餘リ一線路ト
合テ三十三里ノ鐵道ヲ布設シ了リ了ト云フ

驛邊局認可

明治十八年三月十四日
(西曆一千八百八十五年)
第九百十六號
日曜日休刊

ノ事ニシテ他ニ一事ノ稱スベキモノナシ勿論事業創始
ノ際ニシテ事ノ取立リモ十分ナラズ案外ニ手調ノ取レ
タル事モ多カルベシト雖モ兎モ角ニ七箇年ニテ成功セ
ルベシト期待合ヒタルニ百里ノ鐵道ガ三箇年半ノ後ニ
至リテ漸ク約東ノ五分ノ一計リ出來上リテドリトアリ
ハ何ノ辨明申譯ヲモ聞クニ及ハズ唯一言ニ「運轉極
マ」ト云ヒ放テ蓋テ支ナカルベシ今日マデノ如キ速力ヲ
以テ今日以後ノ線路ヲ進行セシムルハ宇都宮、白河、福島
、仙臺、一ノ關、盛岡、三戸ヲ經テ約東ノ最終停車場青森
マデノ鐵道ヲ布設シ了ルノ時ハ今日正シク十四年ノ
後ニ在ルナラン好シ今日以後ハ從前ノ二倍スル速力
ヲ以テ工事ヲ急グトモ全線開通ノ期ハ必ズ十箇年ヲ
過クベキヤ明白ナリ七箇年ヲ限リ置テ還テ十箇年ヲ過
ク其破約ノ責ハ兎モ角モ日本鐵道會社ノ面會上ニ於テ
決テテ斯ル不始末ヲ許サレト信スルナリ

日本鐵道會社創立ノ當坐會社コ對スル世上ノ信用尙ホ
甚ク薄カリシ時ニハ株金集集モ心ノ儘ナラズ時ニハ賣
金ノ不足ヲ感シタル様子アリシカト云フ昨一昨年ノ七
月ニ上野鷹谷間ノ線路ヲ開キ續キテ本庄ニ至リシニ前橋
ニ漸ク運轉ノ業ヲ始ムルニ至リ實際ノ收入ハ案外ニ多
ク兼テハ鐵道不費成ノ解驗家モ論ヨリ證據ニ一句モ出
テズ唯日本鐵道會社繁盛ノ評判ノモ世ノ聞エタリケレ
ハ同會社ノ利益ガ漸ク其價ヲ増シテ資金集集ノモ勞
ヲ要セズ現ニ今同會社ノ利益ガ如キモ正味五圓拂入
レ濟シモノカ來ル五月限り八圓ニ賣買スト云フガ如
キ實ニ驚クベキ景況ナリト云フフメニ一昨年來今日マデ
ノ景況ヲ見テ今日以後ヲ豫想スルニ日本鐵道會社ハ決
シテ資金ニ乏乏告ケルノ時ナカレバシト思ハルハナ
リ資金ノ豊カナルノ如シ然ラバ則チ會社ノ其工事
ヲ急ガズニテ故ラニ運々スル如キ實際アルハ最モ解ス
ベカラザルノ舉動ナリト評セザルヲ得ズ運々シテ何
得カアル唯七箇年ニシテ其工事遂ニ成ラズ直接ニハ日
本政府ニ對シ問接ニハ日本全國ノ納稅者ニ對シテ連約
者タルノ責ヲ汚名トシ被ラシメ結果アルノ同會社ノ
爲メニ謀リテ決シテ喜ブベキ事ニアラザルナリ人咸
云ハ日本鐵道會社ノ工事ノ運々タル三箇年ニシテ價
ガ三十三里ノ鐵道ヲ布ケガ如キ不始末アル所以ハ決シ
テ資本ニ乏シキガ爲メニアラズ亦決シテ當局役員ノ怠
惰ナルガ爲メニアラズ唯守ノ日本國ニハ鐵道事業一切
ニ關スルノ技術師ニ乏シク資金モ材料モ庫中ニ積
マテ職工役夫モ手ヲ明ケテ仕事ノ來ルヲ待テ居ルナ
レト如何セシコトナレバ鐵道ヲ作リ上ルルマデノ
事ヲ司ルベキ技術師ナキガ爲メニ止マテ得ズハヤル必
シキ押シ續メテ過々タル工事ヲ傍觀セザルヲ得ズナルナ
リ此重果シテ事實ナラバ日本國內ニ於テ廣シク技術
師ヲ募集シ同職ニ米國或ハ英國ニ到リテ彼ノ國ニ育リ
給ル適當ノ鐵道技術師ヲ雇ヒ來リ一日ニ學ク此有利ナ

事業ヲ成サンコト勸告スルナリ日本人ノ手ニ成ラザ
ル鐵道ハ鐵道ニシテ鐵道ノ用ヲ爲サズト云フ譯モアル
マシコトコロレバ反シテ鐵道ノ成ル一日ヲ選クスレバ永久
一日ノ利ヲ失ヒ二日ヲ選クスレバ永久二日ノ利ヲ失ヒ
雖テ日本全國ノ文明ヲモ運々々々タラシムルモノナルガ故
ニ鐵道技術師ノ日本人タルト米國人タルトナ等ヒテ爲
マコト得ルベキ利ヲ失ヒ進ムベキ文明ヲ進マシメザルハ
智者ノ事ト云フベカラザルベシ我輩ハ日本鐵道會社ノ
内情ヲ知ラズ然レモ其表面ニ現ハル、鐵道工事ノ運々
タルハ天下ノ具贖スル明白ノ事實ナリ我輩ハ日本鐵道
會社ノ爲メニ又日本國ノ爲メニ斯ル事實ノ一日モ速カ
ク消滅センコトヲ希冀スルナリ

雜報

○出張并歸京 東部監軍部長三好中將は第一第二軍管
々下ノ巡行了了、去る十一日に、曩に千葉茨城兩縣
ノ巡廻せる前田農商務大臣記官の同十一日に孰れも歸京
しり又村田内務省准奏任御用掛は石川、福井兩縣へ、
制度取調御用掛尾崎參事院記官は九州各縣へ、同局
御用掛荒川太政官少書記官は京都、大阪二府兵庫、岡山
、廣島、山口四縣へ轉じり一昨十二日出張仰付られたり
○官廳電報 藤井内閣少書記官は左大臣秘書官と、齋
藤式部官は太政官御用掛秘書、左大臣秘書官と、就一
昨十二日仰付られ修史館御用掛一柳昭明氏は依願御用
掛免候旨同日仰付られたり又城多元老院禮少書記官
記局員動を大島文都省准奏任御用掛は第一回中學校師
範學校教員免許考試委員と就同同日仰付られたり
○加藤總理 東京大學總理加藤弘之氏は此報詳表を差
出したるやの風説あり
○樞密院 亦君也云々 英國の大宰相グラット
氏と言へば歐米諸國の人の勿論、我日本人も誰知らぬ
者もなき程なるが故に面白き一話あり或日之事ありし
公立小學校の教師バックスン、モリソンと云へる人
は幼稚園に臨み五六十名の兒童が教へ受け居る様を
參觀し居たりしは授業半にして兒童等は手ノ一掃切
と持ちたるを見てバックスン、モリソン氏の兒童等
に向ひ各々が持つて居る様は何より出來しものあるやと問
ひけるに一同木にて製せしものなりと答へされればバ
ックスン、モリソン氏は再び其木と云へば何人が持へしや
と問ひ掛けたるに兒童等は木工して候と答へたりバ
ックスン、モリソン氏は重ねて、木工は爲めに木と
伐りしやと問ひしに樵夫と云ふ事ならんと思ひの外
一同口を揃へてグラッドストーン君なりと答へしかば
グラッドストーン氏は平生運動の爲め常に木を伐りて鐵
と爲すよし兒童等が樵夫と云ふべき所とグラッドスト
ン君と答へしは即ち是が爲めありバックスン、モリ
ソン氏は驚きながら樵夫は言葉に掛け、バックスン、モ
リソン君は何事と爲すかと問ひ掛けしに生徒の内最も年少
のもののが彼は女王を助ける、と言へば彼は生徒等は、其後
に鐵道法例を設くる爲めと聲々に叫び、いふなりバ
ックスン、モリソン氏は猶乳臭い生徒等が口を揃へて
斯る等と爲すとば是様なりと思ひ備へに有りし次第

記してグラ
ストーン氏の
一筆中上
妾は大切
をぐ俥りて
段御借切
讀ム聞カ
に對シ殊
候實に此
分量も何
○英露の關係
續めんとす
頃しく進
露國が漸
掛合の上
從來の葛
て境界畫
積雪の爲
するに至
に照會す
スアン氏
過ぐる旨
露人がバ
ペンロヤ
ソヤと云
阿當汗の
ある證據
○嘉西運河
なるより
決定した
氏は右は
二倍の運
に云ムレ
一時片附
第一回十
込なりと
○留學生費
今度留學
洋服費用
服を着用
○社用に付
氏は社用
○移轉の風
幕なり陸
本部に移
のあり
○地圖編製
なり今度
中なりと
○富士山異
本紙に記
が右實取

○富士山異
本紙に記
が右實取